

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案要綱に 対する意見・情報の募集について(案)

近年の青少年を取り巻く環境は、インターネット利用者が低年齢化し、保護者による監護が及びにくい現状にあります。

また、SNS等に起因した青少年に対する犯罪被害が増加するなど、心身の未熟な青少年に対し、健全な育成を阻害する行為が氾濫しており、青少年を保護するため、健全な育成環境を整備する必要があります。

このようなことから、令和4年の民法の一部改正に伴い、青少年の年齢規定等を見直すとともに、新たに児童ポルノ等の提供を求める行為等を規制の対象とするため、滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正しようとするものです。

つきましては、条例の改正内容について、多くの県民のみなさまからのご意見・情報を募集しますので、下記によりご意見・情報をお寄せください。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は整理したうえで公表することとしていますが、個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

- ・滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案要綱(案)
- ・滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表(案)

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、子ども・青少年局、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎の行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3 募集期間

令和5年7月10日(月)～令和5年8月9日(水)

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577 (住所の記載は不要)
滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 虐待・非行防止対策係
- (2) ファックス 077-528-4854
- (3) 電子メール capdvup@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5 その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めませんが、必ず住所、氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。
- (2) ご意見は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。